



働くという未来への歩みに
安心感と歓びを

令和7年8月号

未来歩 だより

夏休み到来！ 高校生のアルバイト雇用の注意点

いよいよ夏本番ですね。学生は夏休みですが、夏休み中の高校生をアルバイト雇用する企業様もいらっしゃるのではないのでしょうか。そこで今回は、その場合の法律上の決まりを見てきたいと思います。

労働基準法では、高校生を含む18歳未満の人を「年少者」と言い、年少者に対して様々な規制があります。ここではその一部を紹介します。

- ・法定時間外労働(1日8超・週40h超)の禁止
- ・深夜業(22時～翌5時)の禁止
- ・法定休日労働の禁止
- ・戸籍証明書など年齢証明書の備え付け

※上記は原則的な取り扱いで、例外が設けられている規定もあります。

もし、年少者本人が「深夜に働けます」「(法定時間外の)残業できます」と言っても決して許可してはいけません。重要なのは、労働者の希望に任せるのではなく会社として正しい知識を持って対応をすることです。違反した場合には罰則もあります。尚、最低賃金や労働条件の明示は年齢問わず適用されますので、忘れずに。

「難しくてわからない」「手が回らない」という方はぜひ私たち社労士に頼ってくださいね！

今月のひとこと

話題の「国宝」。3時間ということで気合を入れて臨みましたが、圧巻の演技と映像美に魅了されてあっという間でした。歌舞伎に詳しくない私でも物語の世界に没入できて楽しめましたので、どなたにもオススメですよ～！映画館は涼しいですし、ぜひこの夏に^^



助成金や労務情報を積極的に
お届けする「提案型」の
社労士事務所です！

代表 特定社会保険労務士
かいとうあゆみ
皆藤 歩



「労務管理をアウトソーシングしたい」
「助成金を活用したい」といった具体的なお話から
「法改正や社員の問題に悩まず事業に集中したい」
「法令遵守プラスアルファの取り組みをしたい」
といったご相談まで、お気軽にお聞かせください。
一緒に会社を成長させていきましょう！

みらいふ
社会保険労務士事務所 未来歩

〒550-0003 大阪市西区京町堀1丁目17番地11

<https://miraif-sr.com/>